

令和 年度（令和 年分）市民税県民税申告

上場株式等の配当所得・譲渡所得課税方式選択の申出書

納税義務者住所			
フリガナ			
氏名	生年月日	大・昭・平	年 月 日
電話			

※この申出書は上記所得等において、所得税と異なる課税方式を選択される場合に、下記の事項について記入し、住民税納税通知書が送達されるまでに提出する必要があります

※提出の際は確定申告書の写し、所得の内訳書、特定口座年間取引報告書を添付して下さい

1 確定申告した上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額 (配当割・譲渡割)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2 申告する番号に○をつけてください

- (1) 上記の確定申告した上場株式等の所得について住民税では申告しません
- (2) 上記の確定申告した上場株式等の所得について住民税では下記の所得とします

			住民税の源泉徴収税額 (配当割・譲渡割)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※上記 (2) は確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告する場合に使用します

課税方式を選択することによる留意事項について

- ・この申出書は、住民税納税通知書の送達までに提出をする必要があります
- ・申告不要制度を選択した場合、配当割額及び譲渡割額の控除の適用はありません
- ・各選択の結果により国民健康保険料等の保険料に影響を及ぼすことがあります
- ・源泉徴収口座以外の場合、申告不要制度は選択できません
- ・特定口座（源泉徴収有）ごとに課税方式の選択ができますが、同一特定口座内で譲渡損失と配当所得等が損益通算されている場合、配当所得のみを申告不要とすることはできません

参考

上場株式等にかかる配当所得等の課税関係

	申告不要制度	総合課税	申告分離課税
配当控除	適用なし	適用あり	適用なし
配当割控除	適用なし	適用あり	適用あり
譲渡損失との損益通算	できない (同一特定口座内のみ可)	できない	できる
扶養・非課税の判定	合計所得金額に含まない	合計所得金額に含む	合計所得金額に含む

上場株式等にかかる譲渡所得等の課税関係

	申告不要制度	申告分離課税
株式等譲渡所得割額控除	適用なし	適用あり
分離該当所得との損益通算	できない	できる
譲渡損失の翌年繰越	できない	できる
扶養・非課税の判定	合計所得金額に含まない	合計所得金額に含む